

## 爬虫類飼養管理ワーキンググループ（第1回）

### 議事概要

1. 日時 令和4年11月10日(木) 15時00分～17時00分

2. 会場 AP日本橋 Dルーム（オンライン併用）

3. 出席者

座長	戸田 光彦	自然環境研究センター 研究主幹
委員	宇根 有美	岡山理科大学 獣医学部獣医学科 教授
	平林 雅和	オールペットクリニック 院長
	三谷 伸也	鳥羽水族館 取締役 飼育研究部長
	若尾 慶子	世界自然保護基金ジャパン 第2自然保護室 野生生物グループ ペットプロジェクトリーダー

オブザーバー	白輪 剛史	日本爬虫類両生類協会 理事長 体感型動物園iZoo 園長
--------	-------	---------------------------------

事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長
	田村 努	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官

4. 委員紹介

宇根委員

研究対象はエキゾチックアニマルの感染症である。爬虫類に関連するところとして、2002年以降、SCAPARA（爬虫類・両生類の臨床と病理のための研究会）において爬虫類・両生類の適正飼育を目指し、獣医師が中心となって適切な情報発信、情報交換を行っている。爬虫類は飼養方法が適切であれば90%以上の疾病を防げると考えている。長期にわたり研究を続けているため科学的な情報は持ち合わせているので、何らかの形で貢献できればと考えている。

戸田委員

飼養ではなく爬虫類の野外での生態や保全について研究している。人間も爬虫類も良い状態となるよう本WGで検討したい。

平林委員

エキゾチックアニマルの診療を20年近く行っている。臨床現場からの意見として発言出来ればと思う。

三谷委員

主に両生類爬虫類の繁殖をメインに活動してきた。動物福祉の観点から一般の方の誤解を解くことができればと思う。

若尾委員

爬虫類を含めた野生生物のモニタリングを中心に取組んでいる。環境保全団体として野生生物のペット利用について幅広く情報をインプットできればと思う。

白輪氏（オブザーバー）

爬虫類のペット需要が増えるなかで様々な問題が生じており、より良い形になるよう業界代表として参加させていただく。

## 5. 座長選出

戸田委員を座長とすることについて、全委員異議なし

## 6. 議事概要

座長の進行により、議事（1）について検討が行われた。

### （1）爬虫類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

資料1-1 第一種動物取扱業者における爬虫類の取扱状況

資料1-2 爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針

資料1-3 今後の検討スケジュールについて

について、以下の説明が行われた。

- 資料1-1、ウェブサイト上で公表されている25都道府県、10政令市及び4中核市の第一種動物取扱業登録簿にリスト化されている頭数を集計し、取扱われている主な動物の種類（500頭以上のもの）を示している。なお、登録簿から、同一事業者が複数業種を登録していることによる同一個体のダブルカウントがある一方で、複数の動物種の合計数のみが記載され内訳が不明なもの等を除外しており、総計の頭数は実際に登録されている頭数の合計とは一致していない。より多く飼養管理されている動物の種類を示している。
- 資料1-2、爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針として、検討を進める背景、主に取り扱われている爬虫類、基本的な視点、検討項目、検討方針たたき台、今後の調査方法、本日の論点を示している。
- 資料1-3、令和4年度及び5年度における検討スケジュール（イメージ）を示したものである。動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会の（第11回～第16回）と並行して今年度より新たに設置した爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループ（第1回～第4回）のスケジュールやワーキングにおける検討結果を検討会に報告する流れを示している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 資料1-1について、ワシントン条約対象種における取り扱い頭数は明確であるが、非該当

種について現時点の飼育数を正確に把握することは不可能である。作成された資料は動物販売業者等からの定期報告が元データかと思うが、定期報告は自治体によっては種ごとの記載を要求していない。現時点でのエビデンスとしてはここが限界であろう。資料にはウミガメが入っているが、沖縄から適法捕獲された個体のみで、沖縄県に近い業者が掲載している個体である。多くの自治体は爬虫類としか示していないため、種名が細かすぎる方が想定外である。全体の（販売等の）動きとして、これらの種が動いていることは間違いないが、流通量とはリンクしない。クサガメについては、日本で養殖されており、国内流通があるので、流通量として多いのは間違いない。クサガメはホームセンター等、爬虫類専門ではないペットショップが多く扱っており、扱う業者の形態が異なる。それ以外のカメについては非常に取扱いは少なく、リクガメ科の数で一番多いのはヘルマンリクガメで2017年～2021年の間に18,000頭が輸入されている。二番目に多いのはロシアリクガメ（ホルスフィールド、ヨツユビリクガメ）で12,500頭であり、陸生ガメは輸入の申告数を調べればわかる。ヤモリについては、ヒョウモントカゲモドキが一番多いが、20年以上欧米を中心に繁殖をしており、野生由来はほぼ流通していない。トカゲについては、フトアゴヒゲトカゲが繁殖個体で一番多い。ワシントン条約におけるデータから、ボールパイソンは2017年～2021年の間に33,800頭が輸入されているが、コーンスネークは対象ではないため輸入量は分からない。業者によって意見はあるが、ボールパイソンが一番多く、その他は非常に少ない。（オブザーバー）

- 本資料のデータは、定期報告ではなく第一種動物取扱業の登録申請において申告された数字に由来するので、実際の取扱い数ではないが概ねの傾向である。（事務局）
- 代表的な爬虫類3種の妥当性について、水棲ガメであるクサガメと陸生ガメは全く異なる。陸生ガメでも最もよく扱われている種であるヘルマンリクガメ、ロシアリクガメ等がいるが、ヘルマンリクガメの原産地は広く、同じ種でも生態が異なる。これらを一つずつ挙げて基準化するのは大変である。大型化するにも関わらず小さい個体が売られており、これ以上増えると歯止めが効かないケヅメリクガメも基準を策定してよいのではないか。（委員）
- 代表的な3種が記載されているが、飼養管理の条件を設定する時には、個別の種類ごとに飼養条件を設定することに無理があると思う。適正飼育の基準作成を見据えた種のカテゴリーを作り、例えば、水棲ガメ・陸生ガメ、昼行性・夜行性などのカテゴリーをした上で代表的な数種をまとめなければ、爬虫類の種類が多すぎるので、現実的でない。そのためカテゴリー化していない現時点では代表的な種は定めなくてもよい。飼育に適切かどうかと、基準を作成すべきか否かは議論の焦点が異なる。（委員）
- 事務局ではカテゴリー化の方法や、飼いにくいもの、飼えないものの議論についてどのように考えているか。（委員）
- 現時点で考えることは、カテゴリー化の話は非常に重要と考える。基準の具体化にあたっては生理・生態を踏まえることが趣旨であり、見通しが立てば良いが、カテゴリー化

自体も細くなると基準として分かりにくくなりそうである。爬虫類を網羅した基準づくりは難しく、知見自体が少ないのではないかというのが懸念である。カテゴリについては基準を定めるにあたって、現状で問題となっている点に着目した作り方になると思う。カテゴリ化した中で代表種を決めるという話と、特定の課題に焦点を当てて基準化を検討するという両方の考え方は、最終的に類似してくるのではないかと考える。

(事務局)

- 網羅性をどこまで考えるかの議論は今後も続くと思う。(委員)
- 犬猫の基準化検討に至った背景と同様に、爬虫類に不適切な飼養の課題があると事務局が認識しているのかどうかを伺いたい。また、飼養管理方法が確立していないものを事業として一般に販売すること自体に問題があるのではないかと思う。そのような点についてもここで議論すべきではないか。(委員)
- 不適切な飼養の課題について、犬猫ほど大きな社会的な問題はなくても、狭いプラスチック容器に入れた販売や、捕食動物と被捕食動物を近接させた状態で展示していることが良いのかといった問題があり、それが動物福祉の話にもつながってくる。そのため、動物の健康と安全を守る観点でも、生理・生態を踏まえた基準を検討したい。ご質問の2点目について、動物愛護管理法では動物取扱業による特定の動物種の取扱いを禁止してはいない。したがって、検討項目として飼育の是非をこの基準で縛るのは難しいと考える。(事務局)
- 飼育の是非を飼養管理基準で縛るのが難しいことは承知しているが、本WGで議論はしていきたい。(委員)
- 爬虫類は犬猫に比べ対象種が多い。そこで、ペットレプタイルとして流通する種をカテゴリ化する方法がある。ペットレプタイルは種がある程度絞れるため、落とし込みを行いカテゴリ化する方が良い。また、その中で支障のあるものはリストアップすべきである。飼ってはいけないということではなく、ペットとしてふさわしくないものといった意味でみていく。不幸な動物を増やさないというコンセプトで動くの良い形のものが出来るのではないか。(委員)
- 飼いやすい、飼いにくいというのは、同じ種であっても飼う側の技術力であったり、その個体の状態で印象が変わってしまうことが多い。特にカメ、例えばキスイガメは個人的には飼いにくい種だと思うが、条件さえ合えば非常に飼いやすい種であると言う愛好家もいる。個々の種に対して飼いやすい、飼いにくいというのは、一概に言いにくいのではないかと思う。(委員)
- どこまで各論的議論をするのか。ある程度細かく見る必要がある。代表種3種だけであれば犬猫に近いレベルで細かい基準が作れると思うが、そこからの網羅性がない。網羅性をどのように担保し、折り合いをつけるかが重要である。種として飼いやすいか否かを基準検討に反映してよいのかが分かれ目になると思う。(委員)
- カメ、トカゲ、ヘビの代表種を挙げており、似た生態の種に使える基準になるのではないかと考えていたが、委員の意見としてカテゴリ化しなければ汎用性が下がるとのご指摘

をいただいた。本日は方向性を定める会なので、そのように受け止めている。一方で、今後の議論として、参考資料1の飼養管理基準にある、定期的な清掃などは動物を飼う際の共通の項目であると認識している。爬虫類に特化しなくても、取扱業の人は守らなければならないものは既にあるのではないか。動物の疾病等に係る事項については、エキゾチックペットである爬虫類については犬猫のように年1回必ず獣医師に見せなければいけないわけではない等、各事項について適用するかの整理をしていく必要がある。その中で爬虫類についてはどこを具体化できるかを考えていくというのが大枠である。止まり木、砂場及び水浴び場のような設備の管理については、爬虫類の一部に適用できるのではないか。例えば隠れ場所として、目隠しを設けなさいというような基準を具体化できるのではないかと思う。全体を網羅的に基準化するというよりは、今ある知見で爬虫類に当てはめていくのが良いと考えている。(事務局)

- 参考資料2を見ながら、何についてなら基準が作れそうか、何について作るべきかの意見を頂戴したい。(委員)
- 動物取扱業の基準省令を見たが、カメ、トカゲ、ヘビとカテゴリーの範囲が広すぎるため、爬虫類に共通した基準を作るのは難しい。委員からのご指摘のとおり、ペットレプタイルとしての種を決める方が良いと思う。自身のカルテをみても来院する種は決まっている。メインとなっている種は設定できそうなので、現時点で法的に可能であれば、ここだけの飼養を認めて、その他を申請制とする方が、確固たる管理のもとで施行できるのではないか。同一種の中でも性格、生態の点でも個体差があり、基準を決めることは無謀と感じる。個々の飼育と照らし合わせても基準化は実用的でない。(委員)
- (飼育できる種を限定した上で基準を作るという) 委員のご意見が一番の近道かと思う。基準が出来ることで行政指導が適切になることが方向性にあるが、一部の種だけの基準を作ると、基準化された種を避けて取扱う事業者が出てくるのが懸念される。もう少し小さくくりで、動物愛護管理法の21条にあるような、生息域に合わせて環境の基準を作る、輸送の方法について基準を作る等、モジュール化し基準を作ることもよいのではないか。(委員)
- 現時点の議論は自分でハードルを上げている感じもする。委員のみなさまの言うとおりで、個々の種を検討すると膨大な作業になり現実的でないと思う。(委員)
- 犬猫の基準を具体化する前は、飼養管理については、定性的に身動きや排泄ができる空間があるかといった基準であった。それでは自治体の適正指導・是正が出来なかった。爬虫類については極端に不適切な事例はないにせよ、犬猫以外の哺乳類、爬虫類、鳥類についても基準をより明確にするミッションを持っているため、爬虫類についても可能な範囲で基準を明確にしたい。やり方について、種や個体としても多様であるので、目指すべき方向を検討したい。出来れば爬虫類の飼養方法の留意点を網羅的に出していただき、省令に落とし込みたい。基準の対象種への適用については解説書を作成し、自治体はその解説書を頼りに指導することが実務上可能と考えている。省令として基準に定める部分と、補足情報として整理していく内容を、段階を分けて議論いただければ世の

中にうまくワークすると思う。(事務局)

- 代表種3種ではなく、より実態に即し、多すぎないカテゴリーごとに考えるしかないのではないかと。資料1について、考えるユニットの整理が必要かと思う。(委員)
- 環境省の目的は、適正飼育の指導と実務的介入時に動きやすい基準を設ける事であり、現実的なものを考えざるを得ない。それを目標としているので、現実的でないものや管理できないものを作っても仕方がない。その中で最大限動物を健康に飼えるものを枠組みとして取り組むしかない。餌、水、環境等、大枠で動物を飼うために必要なものがある。いくつかのファクターを環境因子として十分に与えられるように頭に入れておいて、大きな枠で生き物を飼う時の基準、健康的に飼うための基準を作るべき。がんじがらめにして飼いづらくするような基準ではなく、うまく指導できるものを作成する。目的に対し、実行可能なものを作成すべき。(委員)
- ペットレプタイルとは、多く飼われ、繁殖され、家庭でも飼われるものを示すのか。(委員)
- そのような考えである。沢山の動物に対してどのように健康を維持するか、また、それを取り扱う人たちを指導する立場の人への資料であり、あまり細かい基準を作っても仕方がない。特に流通するものについては最低限の基準が必要だが、どう落とし込めるかが難しい。この場で個人的意見を言うのは憚られるが、種々の観点から基本的に野生捕獲個体の飼養は勧められない。CB個体として流通する種を基準化の方が良く、飼育に関しては昼行性・夜行性や水棲ガメ・陸生ガメといったカテゴリーの中で、メルクマニュアルで爬虫類の適正な面積や面積当たりの個体数の基準がある程度示されている。メルクマニュアルは北米で作成され、世界各地でMSDマニュアルとして利用されているもので、このような情報を参考に実現可能か検討するのも良いと思う。どのような基準を設けるかについて、エビデンスがあればもう少し具体的な議論が出来ると思う。(委員)
- オブザーバーに伺いたい、ペット流通に対し日本は規制が非常に弱く、多様な種が入っている。CB個体だけでなく、ワイルド個体も入っている。寄生虫含め様々な病気等検査がかかっているはずだが、現実的には、よく分からない寄生虫をもった動物に沢山出会う。こういった現状についてご意見伺いたい。(委員)
- 現状で海外から野生捕獲個体が入っている。先ほど飼育方法が確立しておらず飼育困難などの意見があったが、この場合は動物取扱業の指針についての議論だと思う。爬虫類を扱う業は非常に専門的であり、生業であるため種を殺すような業者はいない。種の中には飼育が難しいなどの理由で流通での取り扱いをやめているものもある。これまで販売業は研究にも寄与している自負がある。クサガメ、ヒョウモントカゲモドキ、ボールパイソンに関しては、現在ほぼ野生個体ではなくCB個体である。流通が多いものは野生個体が排除されており、CB個体は飼いやすいよう品種改良されてきた結果である。流通量の多さから代表種を選ぶのはありかと思うが、陸生ガメは入れた方がよい。汎用性は低いと思うが、良く流通している。ヒョウモントカゲモドキやボールパイソンはペットとして流通しているが、現地では夜行性である。しかし品種改良され、家庭では常時ライ

トを浴びて昼行性であるかのように飼養されている。品種改良で本来の生息地とは違うところで適応し繁殖しているが、健康的である。ボールパイソンも野生下では半年ほど絶食期があるため、その間は餌やりを控えなければならないなどもある。そのような生理生態は各方面で違うため汎用性はないが、あえて種を決めるとすれば妥当性はあると思う。そこを指針として現場の裁量とする方が良く、規制が入るとかえって実効性が低いものになる。(オブザーバー)

- 今検討している飼養管理基準によって飼養が規制されるのか、飼養してもらうための飼養管理基準なのか、方向性が分かりづらい。ペット流通を規制しないでよいのかということについて、輸入を多くしている人がどう考えているのか知りたかった。(委員)
- 今のように自由にできた方がいいのかもしれないが、動物愛護管理法に爬虫類が含まれている以上、その指針に従うのは当然であると思うので受け入れている。業者は生業であるため、種の飼養について最善の対応を考えている。現状として飼育個体が弱ってしまっているのは更に業者による販売後の段階であり、この飼養管理基準は飼育者が守るべきものだと思っている。自分は動物病院も持っているが、爬虫類で持ち込まれる個体の病気のほとんどは不適切な飼育が原因である。元々の野生個体が寄生虫や病気を持っている可能性もあると思うが、欧米も含めて日本には爬虫類の検疫システムは存在しない。検疫はないが現地では目視による健康証明書がついた状態で輸入される。世界で検疫がされていない流れに倣って日本でも検疫をしていないということだと考えている。明確に人畜共通感染症が爬虫類由来で広がったかというのはまた別の議論になる。また、現在の動物福祉と適切な飼育については、この議論は然るべき時代の流れかと思う。(オブザーバー)
- 次の議論として、情報収集方法について伺いたい。(委員)
- JAZAでも飼育ガイドラインを作成中であり、一部は一般公開している。JSMP種(飼育下繁殖を推進すべき管理種)として日本独自で繁殖管理する種を対象としている。ハミルトンクサガメ、インドセタカガメ、ホウシャガメのガイドラインも作成している。先程の Kategorii の話であるが、ワニについては飼育が少ないので挙げられていないが、大型小型を区別しており、その考え方をカメに応用すると大きくなるカメと、甲長30cmまでにおさまる種にわけることができるかと思う。(委員)
- 色々なマニュアルが作られている。動物園関係も多いと思うが、加えてメルクマニュアルのような基準をそれぞれの専門家が持ち寄って、事務局担当者が整理するといった形が良いのではないか。その整理したものを委員内でもんで、良いところや現実に則したところを議論する方が良いのではないか。メルクマニュアルには細かい動物種は書かれておらず、カテゴライズされたものである。日本独自で代表種が洗いだされると良い。また具体例があると良い。ワーキングの前にいくつか環境省へ提示したが、その他にもたたき台の資料を提供したい。(委員)
- 今回は収束しそうにないが、爬虫類は多様であり、基準化は難しい。現状、動物取扱業の中でどのような種がどのように流通しているのか、今回は業に向けたものであるが、

エンドユーザーについても気をつけなければいけないと思った。それを踏まえて議論の切り口を整理する必要があると思った。代表の3種の検討が、他の爬虫類全体の飼育にどのようにつながるのか、ご意見頂戴したい。（委員）

- 3種について基準を作るより、先に特定の課題に焦点を当て基準化の方が効率的かと思う。（委員）
- アニマルベースドメジャーという話の中で、業の方は飼育しやすいものなどは既に分かっていると思う。代表種3種を決定しそれをもとに基準化するのは早い。動物福祉の観点からは、飼う必要があるのか等の規制を入れていく観点も必要ではないか。一度決めると変えられない。（委員）
- 会議の趣旨は、爬虫類を飼養管理するための基準化かと思う。輸入の規制や検疫の強化は別と考えてよいか。（委員）
- ご指摘のとおりである。動物取扱業の取り扱い方を定めることがミッションである。飼うか否かについては規制されていない前提でご検討頂きたい。別途このような課題があるということは宿題として受け止めるが、本WGでは基準を作ることに集中したい。（事務局）

## （2） その他

事務局からは特になし。

- 爬虫類は多岐にわたる。今回の議論は業者の経済活動に直結する要素を含んでいるため、“規制”ではなく、健全で効果的な動物福祉に則した“指針”となることを期待している。（オブザーバー）
- 犬猫の飼養管理基準を検討会において10回まで検討してきたが、爬虫類の検討は難しいところがある。ペットが多様化する中でいろいろな種が飼育されているので、どうしていくべきか広範にいろいろなことを考えながら検討を進めていく必要がある。委員の皆様には今後も検討をお願いしたい。（座長）
- 委員・オブザーバーの皆様には忌憚のない意見をいただき、感謝申し上げます。業者の守っていただく基準、行政が指導する基準を作るためには、かなり難しいと考えている。なお、種ごとの基準づくりは現実的ではないこと、また生理・生態を踏まえる基準づくりという点は委員の方に共通の認識としてあったと思う。こういった切り口で考え、飼養管理に資する内容としてまとめていきたい。実際の飼育環境については、業の飼育が家庭の飼育より悪い場合もあり、実際の業の飼養状況についても確認しながら基準化を検討したい。（事務局）

以上